

【遺族補償年金請求書 様式第12号 記入例】

わかりやすく赤字にしているが実際には黒のボールペンで書く

亡くなった人が生前に今回の災害が原因で

傷病(補償)等年金を受給していた場合、

①、④、⑥、および会社の証明は不要

様式第12号(表面)		遺族補償年金 複数事業労働者遺族年金 支給請求書 遺族特別支給金 支給申請書			[年金新規報告書提出]		
会社に聞く 亡くなった人が生前に 今回の災害が原因で 傷病(補償)等年金を 受給していた場合 亡くなった人が厚生年金や 国民年金などを受給していた 場合 今回の災害が原因で 遺族に厚生年金や国民年金 などが支給される場合 遺族(補償)等年金を 遺族代表で受け取る人物 代表者以外の受給資格者 マイナンバーと一緒に 公金受取口座を国に登録 している場合は、チェックを 入れるだけで他の記入は 不要。 ただし、その場合は本用紙下部に マイナンバーの記載が 必要になる	<p style="text-align: right; font-size: small;">死亡労働者の厚年等の年金証書の 基礎年金番号・年金コード</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">厚生年金保険法の① 遺族年金 ② 遺族厚生年金</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">支給される年金の額</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">受けていない場合は、次のいずれかを○で囲む。 ・裁判請求中・不支給裁定・未加入・請求していない・老齢年金等選択</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">③の者については、④、⑥から⑩まで並びに⑪の①及び②に記載したとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(注意) ③の①及び②については、③の者が厚生年金保険の被 保険者である場合に限り証明すること。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(⑩) 氏名(フリガナ) 日本花子 生年月日 平成2・4・1 住所(フリガナ) サクラシサクラマチ さくら市さくら町1-2-3 死亡労働者との関係 妻 障害の有無 ある・ない ある・ない ある・ない</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">(⑪) 氏名(フリガナ) 年金を受け取ることができる 請求人申請人 金支店等を除く 機関の 銀行の 又は郵便局 (登録している 公金受取口座を 利用します:□)</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">上記により 遺族補償年金の支給を請求します。 複数事業労働者遺族年金 遺族特別支給金の支給を申請します。 令和5年 4月 1日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">○○○ 労働基準監督署長 殿</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">個人番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">特別支給金について振込を希望する金融機関の名称 ○○ 銀行・金庫 農協・漁協・信組</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">預金の種類及び口座番号 △△ 本店・本所 出張所 支店・支所 普通・当座 第 ○○○○○○○ 号 ※郵便局コード</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">請求人申請人の 住所 さくら市さくら町1-2-3 氏名 日本花子 □本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。</p>					<p>亡くなった人が生前に今回の災害が原因で 傷病(補償)等年金を受給していた場合、 ①、④、⑥、および会社の証明は不要</p> <p>会社が労災の一括適用をしており、被災者が実際に 働いていた支社と労災に加盟している本社が異なる 場合に書く、とのことだが常に書いておいてもよい</p> <p>就業先の平均賃金。 別紙で計算した金額。 既に他の給付の請求時に労基署に平均賃金を申告済みの場合は不要</p> <p>被災前1年間のボーナスの総額</p> <p>会社に書いてもらう</p> <p>遺族(補償)等年金は 遺族が一緒に暮らしている場合は代表者一人が受け取 たい遺族が複数いる場合はなぜ一人がまとめて受け取 らないのかその理由を書く</p> <p>会社の所在地を管轄する労基署の名前を記入</p> <p>労基署によってはマイナンバーは不要。 労災は代理で請求してもらうことも多いため マイナンバーの記入には慎重であるべき</p>	
	<p>① 労働保険番号 府県所管管轄基幹番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>② 年金証書の番号 管轄局種別西暦年番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○</p>		<p>フリガナ ニホンタロウ 氏名 日本太郎 (男・女)</p> <p>生年月日 昭和60年1月1日(37歳)</p> <p>職種 造船業</p> <p>所属事業場名称・所在地 ○○造船株式会社 ○○市○○町4-1</p>	<p>④ 負傷又は発病年月日 令和5年2月28日 午後 14時30分頃</p> <p>⑤ 死亡年月日 令和5年2月28日</p> <p>⑦ 平均賃金 10597円 30銭</p> <p>⑧ 特別給与の総額(年額) 450,000円</p>			

年金とは別に一度だけ支払われる特別支給金を
受け取りたい口座

その他の（表面に労働保険番号を書いた会社以外の）
就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。
他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、
平均賃金算出のための別紙の提出も不要

会社に聞く→

様式第12号（裏面）

		⑯その他就業先の有無	
有 無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 1 社	有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	
		労働保険事務組合又は特別加入団体の名称	
		加入年月日	
		年 月	日
		給付基礎日額	2,123.45 円

[注意]

- 1 ※印欄には記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 3 ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- 4 ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること（様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。）。
- 5 ⑧には負傷又は発病の日以前1年間（雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること（様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。）。
- 6 死亡労働者が傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、
 - (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
 - (2) ②には、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
 - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 7 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
 - (1) ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
 - (2) ⑧は記載する必要がないこと。
 - (3) ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
 - (4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 8 ⑨から⑫までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 9 この請求書（申請書）には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(2)、(3)及び(5)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検査書若しくは検視調査書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - (2) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人（申請人）又は請求人（申請人）以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類）
 - (3) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族（労働者の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
 - (4) 請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (5) 請求人（申請人）以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人（申請人）と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
 - (6) 障害の状態にある妻については、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- 10 ⑬については、次により記載すること。
 - (1) 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）から受けることを希望する者にあっては「金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）」欄に、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあっては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。
 - (2) 請求人（申請人）が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人（申請人）について記載し、その他の請求人（申請人）については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 11 「個人番号」の欄については、請求人（申請人）の個人番号を記載すること。
- 12 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人（申請人）の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。
- 13 ⑯「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 14 複数事業労働者遺族年金の請求は、遺族補償年金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかつたものとみなされること。
- 15 ⑯「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族年金の請求はないものとして取り扱うこと。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		() —	

事業主や一人親方など
特殊な立場で労災に加盟
しているときに書く

別会社の平均賃金。
別紙で計算した金額